

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 Close to you (以下 当館という)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、
3. 当館のホームページ以外の各種予約ウェブサイトからの予約申し込みに関しても、本約款に従うものとする。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日と宿泊人数及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金に関する同意 (原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) 当日連絡が可能な携帯電話番号
 - (5) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理をします。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間 (3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他当館で定めた反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の反社会的勢力の構成員又は、団体であるとき
 - ハ 法人でその役職員のうちに暴力団員又は反社会的勢力の構成員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者又は、指定感染症であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し次の行為が行われたとき。
 - ① 暴力的要求行為が行われたとき
 - ② 権利の行使を妨害し義務なきことを強制されたとき
 - ③ 合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - ④ 偽計（風説流布、欺罔誘惑行為等を含む）もしくは威力（暴言、暴力行為等を含む）を用いて、業務を妨害したとき
- (8) 自然災害、大規模障害、感染症の蔓延、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 石川県旅館業法施工条例第12条の規定に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

Close to you

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の契約解除権）

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又はその他の反社会的勢力の関係者
 - ロ 暴力団、暴力団員又は反社会的勢力の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員又は反社会的勢力に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客又は、近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者又は、指定感染症であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し次の行為が行われたとき。
 - ① 暴力的要求行為が行われたとき
 - ② 権利の行使を妨害し義務なきことを強制されたとき
 - ③ 合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - ④ 偽計（風説流布、欺罔誘惑行為等を含む）もしくは威力（暴言、暴力行為等を含む）を用いて、業務を妨害したとき
 - (6) 自然災害、大規模障害、感染症の蔓延、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 石川県旅館業法施工条例第12条の規定に該当するとき。
 - (8) 館内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める施設利用規則その他規則等の禁止事項に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を

Close to you

受けていない宿泊サービス等の料金はいたしません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロント（ロビー）において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所、連絡先電話番号及び職業
 - (2) 外国人にあつては、更に国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
なお、パスポート又は、それに相当する身分証明証のコピーをさせていただきます。
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券（旅行代理店のバウチャー）、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に備付けの利用規則に従っていただきます。

(主なサービス業務内容)

第11条 当館の主なサービス業務の内容は次のとおりとし、その他サービスの業務内容は備付けパンフレット、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロントサービス:

イ. 業務受付時間は原則24時間対応（部屋貸しご宿泊プラン時）

ただし、一棟貸しご宿泊プランの場合はチェックイン後、管理者は原則常駐せず、備付けの通信機器等により相互確認を行い、初期対応を致します。

現地対応が必要となる場合は、要請後10分以内に駆け付け対応を致します。

ロ. その他取扱い業務内容は観光、ショッピング、飲食店の予約等のコンシェルジュ対応、手荷物のお預かり(貴重品を除く)及び宅配便等の代行手配・発送を行います。

ハ. 外貨両替サービスはお取扱い致しません。

(2) 飲食等(施設内)サービス:

原則、当館自前の調理サービスはございません。ただし、お客様が食材を持ち込み、自炊することは可能です。

2. 前項の内容は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、口頭もしくはメモ書き申し送り等の方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロント(ロビー)において行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の災害等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客が当館フロント(ロビー)にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその

種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は5万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であって当館にお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解をしたときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロント（ロビー）においてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後法令に則り最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 当館は駐車場がありません。近隣の駐車場をご利用になる場合、宿泊客ご自身の責任で駐車いただくとともに、車両のキーの寄託もお引受け致しません。また、違法駐車による近隣住民とのトラブル対応及び法令に則る処罰については、当館は一切の責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(その他付帯事項)

第19条 本約款は宿泊契約の締結時よりその効力を有することとする。

2. 本宿泊契約に係る一切の争議が発生した場合は、金沢地方裁判所管轄にて調停を行うこととする。

■別表第1 宿泊料金等の内訳と算定方法（第2条1項及び第12条1項関係）

| | | 内 訳 | 税金の積算 |
|-------------|------|--|--|
| 宿泊客が支払うべき総額 | 宿泊料金 | (1)基本宿泊料 ※サービス料10%を含む (2)消費税 (3)宿泊税 | 消費税: (1)×10% 宿泊税: 左記(1)項 1人1泊 2万円未満の宿泊のときは 200円 左記(1)項 1人1泊 2万円以上の宿泊のときは 500円 |
| | 追加料金 | (4)その他の利用料金 (5)サービス料 [(5)×10%] (6)消費税 | 消費税: [(5)+(6)] の10% |

備考

1. 基本宿泊料は、チェックイン時に提示する料金表によります。
2. 宿泊税はプランごとの基本宿泊料を宿泊人数割りとした、1人1泊あたりの基本宿泊料に対して、適用します。
3. 宿泊料金の税金は内税方式と致します。

■別表第2 違約金（第6条2項関係）

| プラン | 契約解除の通知を受けた日 | | | |
|--------------|--------------|-----|-----|-----|
| | 不泊 | 当日 | 前日 | 前々日 |
| 一棟貸切 | 100% | 90% | 50% | 10% |
| 部屋貸し (1F/2F) | 100% | 90% | 50% | 10% |

備考

1. 基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 連泊の場合は、日数分の基本宿泊料を上表の契約解除の通知を受けた日の率にて適用とします。